

企業の農業参入状況と農業法人の動向

JAの存在意義を問う法人経営の動き

〔要 旨〕

1. 農業経営の法人化推進は92年の新政策ではじめて前面に打ち出されたが、新農業基本法でも専門的農業者等の創意工夫を活かした経営発展のための条件整備、家族農業経営の活性化とあわせて、あらためて農業経営の法人化推進がうたわれた。
2. 一般企業の活発な農業参入が新聞等紙面を賑わせているが、これらは有機栽培や水耕栽培等の消費者ニーズに対応した高付加価値農産物を対象にしたものが多く、川上から川下までを睨み、食管制度等の規制緩和等情勢変化を巧みにとらえると同時に、特定のマーケットと直結しているものが多い。
3. これらは土地利用型作目ではなく施設利用型作目、なかでもトマト、サラダ菜、一部花卉等特定の作目に集中しており、かつ経営継続の不安定性を内包しており、一般企業が日本農業の基本的担い手になり得るものではない。
4. 一方、農業を本業とするものが法人成りした農業法人は9,522(95年2月1日現在)あり、現状では我が国農業生産全体に占める割合はわずかであるが、担い手の確保、経営規模拡大、家計と経営の分離等経営の合理化等から法人化の動きは強まるものと見られる。
5. ところで農業生産法人とJAとの取引状況を見ると、貯金取引に比べて販売等経済事業の取引が少なくなっており、農業生産法人の販売はJAへの委託から市場外流通を含めた系外取引が主流になりつつある。
6. 現状、専業農家ほど経営が苦しく、兼業の度合いが高いほど生活が安定するという矛盾の中に生産者は置かれており、このため農村で次代を担うべき層は第1種兼業から第2種兼業へシフトするとともに、農業での生き残りをかけて法人化する動きに分化しつつあるように見られる。
7. 農業生産法人はJA資金の導入や販売機能活用のニーズはあるが、これまでのJAによる一律の共販対応、資金対応では多様化するニーズへの対応は限界にきている一方で、市場化・自由化・規制緩和等の進行にともない、商系、一般企業の農産物流通分野への激しい参入が見られる。JAの存在意義があらためて問われると同時に、抜本的な機能の見直しが求められている。
8. 基礎的食料の安定供給、多面的機能の発揮等のキーとなるのが地域営農の確立であるが、このためにはコーディネーターとしてのJAのリーダーシップと中核となる担い手としての農業生産法人の参画が不可欠であって、両者の円滑な事業取引関係再構築がその前提となる。JAにとって農業生産法人に象徴される組合員の多様化するニーズへの対応、なかんずく販売の多元化は避けては通れない課題となっている。

目次

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 4. 法人経営の日本農業に占める位置 |
| 2. 農政展開と担い手問題 | 5. 一般企業の農業参入の実態 |
| 3. 法人組織の分類等と株式会社をめぐる議論・
動向 | 6. 農業法人等の現状と動向 |
| | 7. 増加する法人化への対応課題 |

1. はじめに

我が国農業は生産者の高齢化がすすみ、担い手・後継者不足は深刻である。耕作放棄地の増加等により農山村の荒廃化、活力低下は著しい。

その主な原因は国際分業論にもとづく国内農業生産の軽視及び先進国の中でも異常な低水準にある食料自給率にあるが、これらをもたらした要因として工業製品を中心とした大幅な輸出超過にある貿易構造、急激な円高と内外価格差の存在、食生活の洋風化等をあげることができる。

農業問題は我が国の経済・貿易構造と一体化した問題であり、農業の活性化は我が国の有り様そのものにかかわる問題である。農業問題、特にその各論について有効な議論を展開していくためには、例えばパズル絵のごとく、各ピースが組み合わせられ、全体として一幅の絵をなすことが前提となる。すなわちベースとしての国家哲学と経済・貿易、農業に関する政策的な全体図柄、すなわちグランドデザインがあって、それを有効かつ効率的に実現していく

ために各ピース＝個別政策が位置づけられ具体的に展開されるべきものである。

したがってここで担い手問題、後継者問題に絞って個別に取り上げてはみても、それだけではその有効性には限界がある。農業についてのグランドデザインについては拙著『持続型農業からの日本農業再編』を参照願うこととして、担い手の問題の有効性確保のためには、農業者、特に専業・中核農家がある程度のコスト低減努力を払えば長期的に営農を継続できる経済的條件の整備がはかられることがその前提であり、これと一体となって担い手問題解決の糸口が導かれるものと考え。まさに昨年7月に成立した新農業基本法の基本的ねらいの一つは主たる担い手、すなわち専業・中核農家が確保可能なシステムの構築に置かれるべきであったが、残念ながらそうした将来展望を獲得できるようなものとはなり得なかった。それだけに担い手問題についていかに精緻な議論を展開しても、担い手を確保していくことは極めて困難な課題であることをあらかじめ述べておきたい。

本稿では担い手問題のうち、最近、新聞等紙面を盛んに賑わせてはいるものの、株

株式会社を含む法人組織の実態と動向の把握については個別事例にとどまり全体像は“闇の中”にある。そこで現状収集できた資料の範囲内でこれについての整理を試みることにする。あわせてこれら法人組織の動向が農協系統組織に突きつけている問題点・課題についても考察することとする。

2. 農政展開と担い手問題

1961年に制定された旧農業基本法は農業の発展と農業従事者の地位の向上を主たるねらいとするものであったが、そこでの担い手は家族農業経営を前提としており、家族農業経営の発展と自立経営の育成を目指したものであった。すなわち戦後農政では担い手として法人は想定されていなかった。

そこで法人化についての歴史を振り返って見れば、57年、徳島県勝浦町のミカン農家による有限会社設立を契機に、農業法人の法制化運動が起こったもので、62年、農地法が改正され「農業生産法人制度」が発足した。その後「農業生産法人制度」は70年、80年、89年に事業、構成員等の要件について改正が行われた。しかしながらその絶対数は少なく、農業生産法人や農業法人が農業政策の前面に出ることはなかった。

その後、92年に打ち出された「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」いわゆる新政策で「経営形態の選択肢の拡大の一環として、農業経営の法人化を推進する」とされ、はじめて法人化の推進が前面に出された。^(注1)

そして昨年(99年)成立した食料・農業・農村基本法(以下「新農業基本法」)では専門的農業者等の創意工夫を活かした経営発展のための条件整備、家族農業経営の活性化とあわせて、あらためて農業経営の法人化^(注2)の推進がうたわれた。

これは農業経営の近代化の徹底、自由化・市場化に対応できる担い手の確保という側面を持ちながらも、一方では農業者の高齢化、農地面積の減少、農村活力の低下等の下で農業、農村を守っていくための窮余の一策という面をも色濃く持っていることを見逃すことはできない。

(注1) (社)日本農業法人協会の資料による。

(注2) 新農業基本法での担い手関連の条文

「第3節 農業の持続的な発展に関する施策
(望ましい農業構造の確立)

第21条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(専ら農業を営む者等による農業経営の展開)

第22条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

.....
(人材の育成及び確保)

第25条

1. 国は、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業の技術及び経営管理能力の向上、あらたに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2. 国は、国民が農業に対する理解と関心を深めるよう、農業に関する教育の振興その他必要な

施策を講ずるものとする。

(女性の参画の促進)

第26条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

(高齢農業者の活動の促進)

第27条 国は、地域の農業における高齢農業者の役割分担ならびにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、高齢農業者の福祉の向上を図るものとする。

(農業生産組織の活動の促進)

第28条 国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

3. 法人組織の分類等と株式会社をめぐる議論・動向

法人組織の実態と動向についてみる前提として、法人組織の種類・体系なりその法的位置づけについて確認しておこう。あわせて新農業基本法で最大の論点となった株式会社の土地取得についての経過と結論についても手短かに紹介することとする。

(1) 法人組織の種類・体系

農業生産にかかわる法人と組織は第1図のとおりである。

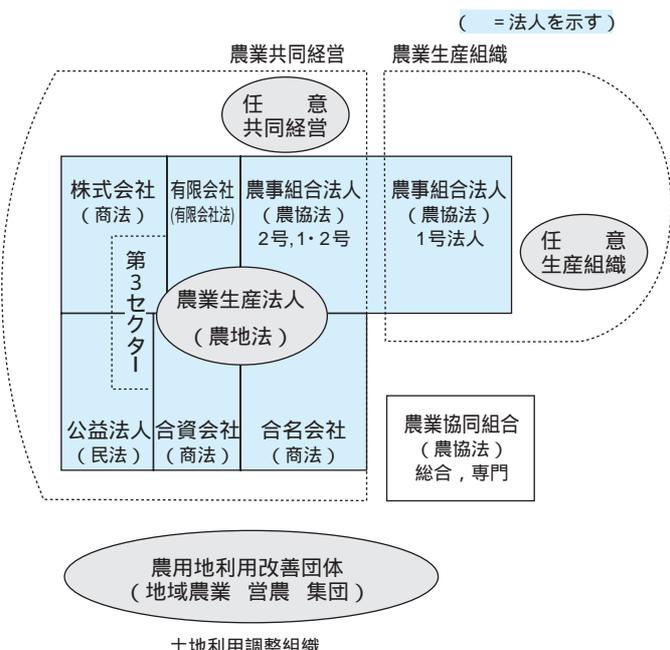
まず一般的に農業生産を行う法人が農業法人とされるが、農業法人は農地を必要とする法人、すなわち農業生産

法人と、農地を必要としない農業法人とに分けられる。

農業生産法人は農地法第2条第7号を根拠としており、農地の所有権・使用収益権の取得が認められたものであって、農事組合法人、有限会社、合資会社、合名会社、株式会社が対象となる。有限会社は有限会社法、合資会社、合名会社、株式会社は商法に、農事組合法人は農協法にもとづいて設立される。

(2) 株式会社の農地取得をめぐる議論
株式会社の農地に関する権利取得については従前より財界を中心に強力な要請が展開され、これに反発する生産者サイドと、激しい議論がたたかわされてきたが、今般の新農業基本法の策定検討にあたって最

第1図 農業生産にかかわる法人と組織



資料 農林水産省資料から筆者作成

大の論点となった。

株式会社の農地取得を認めるべきであるとする意見をあげる主な理由は次のとおりである。

農業以外の分野から様々な経営能力を有する株式会社が農業に参入することにより、農業全体が活性化する。

農業生産法人の発展した形態として株式会社とすることも考えられる。株式会社となることにより、規模拡大や加工・流通分野への進出のための資金調達等が容易となる。

すでに畜産・施設園芸部門における生産では株式会社を含めた法人経営が重要な地位を占めている。土地利用型農業においてのみ株式会社の参入を認めないのはおかしい。

土地利用制度の充実や農地転用規制の強化等の措置を講ずることによって、農地の投機的取得や無秩序な転用を防止することが基本であり、参入規制を行うことは適当ではない。^(注3)

これに対して認めるべきではないという意見があげる主な理由は次のとおりである。

投機的な農地取得につながるおそれがある。

水管理、土地利用等を混乱させるおそれがある。

家族農業経営と調和した経営が行われ^(注4)ないおそれ等の懸念があり、適当でない。

これら意見を踏まえて新農業基本法策定

検討のために設けられた食料・農業・農村基本問題調査会の最終答申では、

土地利用型農業の経営形態としての株式会社は、農地の有効利用が確保されず、投機的な取得につながるおそれがある。

集団的な活動によって成り立っている水管理・土地利用を混乱させるおそれがある。

として、株式会社一般に土地利用型農業への参入を認めることに合意は得難い、とのとりまとめがなされた。

これに引き続いて議論・調整が行われ、1998年12月に設けられた農政改革大綱農政改革プログラムでは、

「担い手の経営形態の選択肢を拡大させる観点から、農業者、農業団体をはじめとする関係者が納得できる形で、農業経営への株式会社形態の導入を具体化する。

地域に根ざした農業者の共同体である農業生産法人の一形態としての株式会社に限り認める。

株式会社の参入につき指摘されている様々な懸念を払拭するに足る実効性のある措置については十分な検討を行い、地域社会と調和し、真に農業経営の発展に資するものとなることを確保する。」

こととされた。

こうした議論・経過を踏まえて新農業基本法では総論として法人化の推進がうたわれ、これを具体化するために農地法の一部改正が予定されている。

農地法の一部改正予定内容を見ると、こ

ここでは農業生産法人の要件の見直しのかたちで、農業生産法人の法人形態として、株式会社(ただし、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限

る。)が追加されることになっている(第1表)。

(注3) 食料・農業・農村基本問題調査会での中間とりまとめにおける整理による。

第1表 農業生産法人制度の見直し内容

		現 行	改 正 後
農業生産法人要件の見直し	法人形態要件	農事組合法人, 有限会社, 合名・合資会社に限定	株式会社(株式の譲渡制限を行っているもの)を追加
	事業要件	農業(関連事業を含む)その附帯事業に限定	農業(関連事業を含む)が主であるとの範囲でその他事業の実施が可能
	構成員要件	農業者, 農協, 農業協同組合連合会, 農地保有合理化法人等 (農業関係者以外の議決権は, 全体で1/4以下, 1構成員当たり1/10以下)	地方公共団体を追加(また, 政令改正により, 法人と継続的取引関係にある者を追加)
	役員要件	役員の過半は, 農業(関連事業を含む)に常時従事する構成員 上記の常時従事役員すべてが, 農作業に主として従事する者	役員の過半は, 農業(関連事業を含む)に常時従事する構成員(同左) 上記の常時従事役員のうち, 過半の者が一定程度農作業に従事する者
	農業生産法人の要件適合性を担保するための措置	農地の権利移動の許可(許可の条件による報告の義務付け) 定期報告(の許可条件に基づく報告) 農業委員会による立入調査(農地等への立入り)	農地の権利移動の許可 定期報告(農業委員会への報告) 農業委員会による立入調査(事務所等への立入りを追加) 農業委員会による勧告及びあっせん ・勧告(要件を欠くおそれのある場合) ・あっせん(農地の譲渡しの申出があった場合)
		買収等の手続(要件を欠いた場合の公示, 買収等)	買収等の手続 ・公示の猶予(勧告又はあっせんの申出後3ヶ月間, 公示を猶予) ・あっせん(公示の期間, 農地等の譲渡しのあっせん申出があった場合)
		協議の場における話合いの推進	
		農業生産法人の健全な育成を図るとともに, 地域農業の維持発展に資するよう, 市町村, 農業委員会, 農業協同組合, 農業生産法人, 農家の代表等が地域レベルで協議の場を設け, 地域農業のあり方についての話合いを推進。	

資料 農林水産省資料

(注4) 食料・農業・農村基本問題調査会での中間とりまとめ以降での調査会における議論を整理したもの。

4. 法人経営の日本農業 に占める位置

そこで経営目的別組織形態別農業事業体数をみると全国の総事業体数10,000のうち、農事組合法人1,529、会社3,282、株式会

社1,077、有限会社2,162、合名・合資会社43)となっており、事業体数は有限会社、農事組合法人、株式会社の順となっている。

また事業体の約3分の2は販売をその経営目的としている(第2表)。

次に経営耕地規模別及び農産物販売金額別の農業事業体数(第3表)を見ると、当然のことながら相対的に経営は大規模であり、農産物販売金額も大きくなっている。

こうした事業体の日本農業に占めるウェ

第2表 経営目的別・組織形態別農業事業体数
1995年2月1日現在

(単位 事業体)

	総事業体数	経営目的が販売										
		計	小計	法人					農協・その他の農業団体	その他の法人(2)	国・地方公共団体	非法人(3) (任意組合、数戸共有、その他)
				農事組合法人(1)	株式会社	有限会社	合名・合資会社	その他				
全 国	10,000	6,439	4,986	1,529	951	2,073	42	264	127	80	1,373	
農 業 地 域	北海道	1,612	933	830	146	144	471	6	38	25	18	85
	東北	1,938	1,068	754	287	158	234	7	46	22	23	291
	北陸	748	580	316	134	42	119	2	11	8	9	255
	関東・東海	1,581	905	770	172	182	372	5	24	15	5	130
	近畿	727	535	375	160	82	112	6	8	7	1	159
	中国	601	440	239	117	56	52	1	7	6	5	196
	四国	814	634	492	176	69	197	1	28	21	6	136
	九州	340	211	192	54	31	89	2	12	4	-	19
	沖縄	1,487	1,015	915	262	175	373	6	85	14	11	89
	縄	152	118	103	21	12	54	6	5	5	2	13
		経営目的が牧草地経営							経営目的がその他			
		計	会 社			その他事業体			計	会 社		
			株式会社	有限会社	合名・合資会社	農協・その他の農業団体	国・地方公共団体	その他		株式会社	有限会社	
全 国	1,218	8	42	1	116	275	776	2,343	118	47		
農 業 地 域	北海道	325	7	36	1	53	118	110	354	22	33	
	東北	438	1	1	1	39	93	304	432	8	3	
	北陸	50				3	16	31	118			
	関東・東海	123		1		13	24	85	553	43	3	
	近畿	51				2	7	42	141	14	3	
	中国	14				1	1	13	147	12	2	
	四国	34					8	26	146	2		
	九州	19		1		3	2	13	110	6		
	沖縄	164		3		3	6	152	308	10	3	
	縄								34	1		

資料 農林水産省資料

- (注) (1)は、3人以上の農民が協業経営を行うため、農業協同組合法に基づいて協業経営で行われているものをいう。
 (2)は、財団法人や社団法人などの公益法人をいう。
 (3)は、任意組合とは生産組合、農事実行組合、農業集落などをいい、数戸共有とは、育成牧場、公共牧場、共同利用牧場、共同利用採草場で数戸の農家によって構成されているものをいい、どちらも法人格を有しないものである。

第3表 経営耕地規模別及び農産物販売金額別農業事業体数
1995年2月1日現在

(単位 事業体)

		計	例外規定	1ha未満	1～5	5～10	10～20	20～50	50ha以上
経営 耕地 規模 別	計	6,439	2,460	741	1,123	568	561	559	427
	法人計	4,986	2,233	381	754	410	407	426	375
	農事組合法人	1,529	476	127	268	167	174	166	151
	農会	3,066	1,587	211	415	217	210	237	189
	株式会社	951	663	76	98	43	25	30	16
	有限会社	2,073	901	128	312	173	185	203	171
	合名・合資会社	42	23	7	5	1		4	2
農協・その他の農業団体	264	136	26	44	18	12	12	16	
その他の法人	127	34	17	27	8	11	11	19	
任意組合・その他	1,453	227	360	369	158	154	133	52	
		計	販売なし	100万円未満	100～500	500～3000	3000～1億	1億円以上	
農産物 販売 金額 別	計	6,439	118	530	760	1,459	1,687	1,885	
	法人計	4,986	64	139	372	1,050	1,510	1,851	
	農事組合法人	1,529	20	63	134	405	517	390	
	農会	3,066	32	46	179	530	907	1,372	
	株式会社	951	3	15	40	147	207	539	
	有限会社	2,073	29	29	136	374	686	819	
	合名・合資会社	42		2	3	9	14	14	
農協・その他の農業団体	264	10	15	28	70	69	72		
その他の法人	127	2	15	31	45	17	17		
任意組合・その他	1,453	54	391	388	409	177	34		

資料 農林水産省資料

(注) は、経営耕地面積が10a未満で、調査日前1年間の農産物販売額が15万円以上であった事業体をいう。

イトを示す数値はないが、仮に例外規定の事業体の規模を10a、それ以外の事業体の平均規模を20haとして試算すると、事業体全体を合計した面積は66,732haとなり、我が国の全農地面積(96年500万ha)の1.3%にすぎない。きわめてラフな数字ではあるが、現状、法人経営の占めるウェイトは微々たるものであると言うことはできよう。

しかしながら、法人化の動きは近時活発であり、徐々にそのウェイトを高めつつあると同時に、担い手不足が顕在化する中ではこれら事業体が地域に与える影響はこれら数字をはるかに上回るものを持っていると考えられる。

5. 一般企業の農業参入の実態

株式会社の農地取得について喧喧諤諤の議論が展開されてきたこと、新農業基本法で法人化の推進がうたわれたこと等から、企業の農業参入についてはきわめて注目を集めると同時に、現に活発な一般企業による農業分野への進出が見られる。

『フレッシュフードシステムVol.29No.1(2000.1月)』(流通システム研究センター発行)には1997年1月～99年10月までの間の日経テレコムによって検索した、日経新聞、日経産業新聞、日経流通新聞の「企業の農業関連事業」に関する掲載記事を参入

企業別に要約・一覧にした表が掲載されており、これを中心に整理する。ただし、これらは企業本体が直接参入するものか、子会社をつうじて参入するものか不明なものも多く、さらには参入主体が農業生産法人に分類されるかどうかも明確にはされていないことをお断りしておく。

(1) 一般企業の農業参入状況

これにあげられた農業への参入企業数は^(注5)52社である。これを業種別に見ると、食品メーカー9件(カゴメ、キリンビール、加ト吉、エスビー食品、キューピー等)(構成比17%)、食品流通4件(ドール等)(同8%)、外食産業2件(平成フードサービス等)(同4%)、商社8件(日商岩井、三井物産、住友商事、伊藤忠、ニチメン、丸紅等)(同15%)、肥料・機械等製造・販売11件(三井東圧肥料、三井化学等)(同21%)、その他9件(日本たばこ産業、セコム、オムロン、トヨタ自動車、プロミス等)(同17%)、不明5件(同10%)となっており、食品関係、商社関連、農業資材関連が多いとはいえ、農業に直接の関連はないメーカー等の参入も多数見られるなど企業の農業に対する“熱い眼差し”を見てとることができる。

次に参入の内容を見ると、

有機農産物、減農薬・減化学肥料栽培農産物の生産もしくは販売19件

涙の出ないタマネギ、水耕栽培による野菜、温度管理された野菜等の生産もしくは販売8件

米卸し・精米6件

カット野菜3件

^(注6)
トマト3件

ハーブ2件

有機栽培をはじめとする生産指導、経営支援4件

その他 花卉、家畜飼料用サツマイモの開発、米種子開発等

となっている。

これらのうち生産そのものへの参入形態は大きく二つにパターン化される。

施設投資型

企業自らが施設を設置し、水耕栽培を行うもので、作目はトマト、レタス等野菜を対象としている。

契約生産型

農家に資材提供なり栽培支援を行い、できた農産物を集荷し、販売するもので、有機農産物、減農薬・減化学肥料栽培農産物が多い。

なお、畜産については我が国畜産が輸入飼料にほぼ全面的に依存してきたことから、特に1960年代以降、飼料会社、食肉パッカー、総合商社による系列化が強力にすすめられてきており、上に見た野菜・花卉等とは性格を異にし、別途の動向をたどってきた(第4表)。

(注5) 地方企業あるいは中小企業の参入事例は記事として掲載されていないものが多いものと考えられ、実際の参入件数はこれよりもかなり多いものと推定される。

(注6) 日本農業新聞99年11月27日「...カゴメは赤系トマトの中からサラダ用、デザート用、ハンバーガー用、煮込み用の品種を選んで提案を始めている。また、オムロンが取り組んでいる高糖度トマトは、トマトだけでコースメニューのデザートがつとまるという商品である。...オムロンは北

第4表 最近の農業分野への企業参入事例

新規参入概要	
カゴメ (食品)	トマトをはじめとする生鮮野菜の栽培、販売事業に参入。農業生産法人を組織化し、独自に改良したトマトの苗と栽培技術を提供する。生産した農産物はスーパーや外食チェーンに直接販売する。99年秋より出荷開始
オムロン (メーカー)	子会社とN農法研究会の共同出資で新会社を設立し、北海道千歳に7haの広大な温室を建設し、年間1,400トンのトマトを首都圏に販売する。99年春より出荷開始
セコム (メーカー)	子会社が東北南部に植物工場を建設、ハーブを栽培し販売する。光や温度などの環境制御により独自のハーブ作りを進めている
プロミス (金融)	北海道中部で約600haの農地、山林を取得し総事業費70～100億円で大規模な農業経営を進める
三井物産 (商社)	国内肥料部門を分社化し、地方自治体を対象にこだわり農産物の産地作りを製造・販売の両面からコンサルティングする。有機肥料の生産、農産物栽培指導、販路獲得をパッケージ化し環境保全型農業への転換支援ビジネスを行う
日商岩井 (商社)	農業生産法人を中心に、当面約800農家を組織化し、旗揚げした。米国の有機農産物認証機関・OCIAの有機農産物認定ノウハウを導入し、生産した作物の販売を行う
伊藤忠 (商社)	有機野菜生産の農業生産法人・I農園と98年3月末に業務提携。同農園が契約農家への栽培指導を担当、同社が農産物に関する物流施設や情報システム構築を担当する。これらのシステム化で有機野菜を通常野菜と同等価格流通させる
J T (農産加工品)	98年6月からスーパーなどを対象に野菜販売事業を本格的に展開。全国の農家を組織化し、自社開発した種苗、肥料を供給する。99年度は1600戸の農家と契約、出荷ベースで40億円の販売を目指す
ドール (外資系成果物 大手)	同社は日本国内でも、青果物を中心に約700億円の扱い高がある。現在、ロジスティクス整備を進めており、全国7カ所に輸入青果物用のプロセスセンターを完成させている。また今後全国15カ所にカット青果物工場を建設予定。

資料 日本農業新聞99年11月23日

海道千歳市で7haの巨大温室を建設し、効率的な栽培に取り組んでいる。カゴメも、茨城県美野里町で1.3haの実証温室を建設、新しいトマト栽培の開発に取り組んでいる。」

(2) 一般企業の農業参入動機

上記資料では、その参入理由については明確にされていないものもあるが、あえてあげてみれば、

- ・有機農産物、減農薬・減化学肥料栽培農産物の需要拡大
- ・食糧法の抜本改正にともなう規制緩和
- ・自社製品原料の安定調達
- ・自社技術の農業用資材への応用・開発

- ・農産物販売による農業用資材の拡販
 - ・労働力の有効活用、等
- となっている。

これを分類・整理すれば次のとおりである。

生産レベル

- ・担い手不足が進行する中での農産物の安定確保のための生産

- ・経営効率の向上

- ・生産技術の向上・開発

消費レベル

- ・安全・安心指向
- ・食生活、嗜好等変化への対応

流通レベル

- ・流通の合理化・短縮化
- ・IT革命等情報化の進展

企業レベル

- ・自社労働力の有効活用
- ・技術開発
- 環境情勢レベル
- ・有機食品認証・表示制度の検討・実施
- ・新食糧法にともなう流通の複線化と許認可規制の緩和
- ・卸売市場法の改正
- ・新農業基本法の施行
- ・WTO再交渉と輸入農産物の増加

(3) 一般企業の参入の特徴

こうした一般企業の農業への参入動向等からその特徴を探ってみると、まず第一

に、消費者ニーズの変化に対応した有機農産物や水耕栽培による農産物等の高付加価値農産物をベースに、生産・加工・流通、さらには生産指導・支援までまさに川上から川下までをしっかりと睨んでいるということである。また、食管法の抜本改正を含めた規制緩和等情勢変化を巧みにとらえるなり、あるいは情勢変化を予測してのピピットな対応であり、多様な次元において高い戦略性を有しているということである。

第二が作目的には土地利用型ではなく施設利用型が圧倒的で、作目は野菜、中小家畜が多いことである。

すなわち米卸し、種子販売、有機栽培米の集荷・販売はみられるものの、土地利用型の典型である稲作生産そのものへの企業の参入は見られない。

野菜ではサラダ菜、トマト等清浄野菜、有機栽培等の付加価値の高い特定の品目に集中しており、重量野菜は対象外とされている。

畜産でも酪農、肉牛等大家畜は少なく、卵、ブロウラー、豚などの中小家畜での企業化、インテグレーション化が多い。

また第三に流通も特定のマーケットとつながったものが多く、市場流通を対象としていないものがほとんどであるということである。

そして第四に、一般企業の農業参入は特定の作目、領域に集中した、ある意味では“おいしいところのつまみ食い”であって、日本農業の根幹を受け持つ担い手の中

核となり得るものではないと言うことができる。逆に言えばおいしいところだけこうした効率的・合理的経営による新規参入の企業につまみ食いされ、おいしくないところ、収益性の低いものが結果的には一般の農業者に残される傾向にある。

(4) 今後の一般企業の参入

一般企業の農業参入は直接農業からの収益確保を期待したものもあるが、むしろ本業への収益等波及効果をねらいとしたものが多い。また、実験的な取組みも多く、継続するかどうかは結果次第であって経営の不安定性を内包している。

また、よほどの技術革新がない限り土地利用型、労働負荷の大きい重量野菜、大家畜等への企業参入が本格的に展開する可能性は少ないとみられ、一般企業による農業生産が日本農業の主要な担い手の一つにまで成長するとは考えられない。

しかしながらこれが台風の目となって市場流通等の一層の変革を迫ってくることは必至であり、その動向に目を離すことはできない。

6 . 農業法人等の現状と動向

5 . で見た一般企業は農業生産を本業とするものではなく、いわば外部からの農業参入であるが、次にこれとは別途に家族農業経営により本来農業生産を本業とするものが、単独もしくは複数あるいは集団で法人成りしたいいわゆる農業法人の動向等につ

第5表 農業生産法人数
各年1月1日現在

	総数	組織別				主要業種別					
		有限会社	合名会社	合資会社	農事組合法人*	米麦作	果樹	畜産	そ菜	養蚕	その他
1993年	3,858	2,444	6	14	1,394	670	566	1,478	253	29	862
94	3,899	2,573	5	13	1,308	730	519	1,464	260	15	911
95	4,150	2,797	4	14	1,335	803	523	1,510	293	18	1,003
96	4,588	3,180	6	15	1,387	921	543	1,552	357	11	1,204
97	4,925	3,524	4	18	1,379	1,014	554	1,647	410	11	1,289
98	5,246	3,816	4	18	1,408	1,127	541	1,702	457	7	1,412

資料 農林水産省資料

(注) *は、農協法に基づく農事組合法人のうち、農地法第2条7項各号の要件のすべてを備えて農地等の所有権及び使用収益の取得を認められたものである。したがって、次表の農事組合法人とは上記の目的以外の農事組合法人(例えば養蚕専業のように宅地の名目でできるもの)が計上されているので一致しない。

いて以下見ることとする。

第6表 農業生産法人の経営実態
1999年調べ

(1) 農業法人の現状と動向

a. 農業法人の現状と推移

農業センサスによれば、95年2月1日現在の農業法人数は9,522であり、うち農業生産に従事しているものが4,536、農業生産以外の販売を目的としているものが4,886となっている。

別途、農業法人のうち農地を必要とする農業生産法人の推移をみたものが第5表で、直近の98年では5,246となっており、有限会社が4分の3弱を占め、農事組合法人が4分の1強となっている。^(注7)

b. 農業生産法人の規模

農業生産法人の規模をみると、平均経営面積で都府県平均の20数倍、販売金額も4割以上が5千万円を超えている。

また、従業員の平均規模は11.7人と地域雇用の大きな受け皿にもなっている(第6表)。

経営面積	平均 都府県平均 北海道	21.0ha 0.9ha 12.6ha
販売金額	3千万円以上 5千万円以上 1億円以上	57.1% 42.2% 22.7%
出資本金・額	0~300万円 300~500 500~1,000 1,000~2,000 2,000万円以上	(農事44.9%) 46.0%(有限,農事11.5%) 24.5%(有限,農事12.7%) 13.6%(有限,農事13.3%) 13.6%(有限,農事15.8%)
構成員数	1~5人 6~10 11~15 16~20人	46.6%(有限,農事41.8%) 45.5%(有限,農事38.2%) 3.4%(有限,農事11.5%) 1.7%(有限,農事6.1%)
従業員の平均規模		11.7人(家族を含め13.6人)
平成9年度の募集・問合わせ・採用人数		回答 約900法人 <募集 1,167人 募集・問合せ 3,475人, 採用人数 1,583人>

資料 日本農業法人協会資料

(注7) 農業法人が増加する背景については企業の農業参入とほぼ同様であると考えられる。『農業と経済』96年1月号で「新しい時代を切り開く農業経営」をテーマにした座談会が収録されているが、この中で「新しい農業経営の誕生」を必要とされる環境変化について金沢夏樹東京大学名誉教授は、

米作オンリーからの転換と新しいニーズへの挑戦が求められる状況への変化
高い農業所得の要求
自由経済競争の進展と農業技術の進歩をあげておられる。
また、大泉一貫東北大学助教授は、
規制緩和
市場経済の浸透

個人の裁量でできる時代への変化(食管法の廃止等規制緩和にともなう保護主義的政策から差別化、個性化への変化)を指摘しておられる。

(2) 農業法人設立のメリット

97年8～9月に実施された「全国農業生産法人アンケート」調査(日本農業法人協会に加盟する法人1,056を対象。回収率41.7%。調査主体日本経済新聞社)の結果によれば、法人経営に移行した理由としてあげられているのが、多い順に(ただし、複数回答)、

- 経営規模を大きくするため59.1%
- 家計と経営を分離するため45.0%
- 税制面で優遇措置があるから28.0%
- 農業外からも人材を集めやすいから28.0%
- 国や県などの補助が受けやすいから23.0%
- その他

となっている。

これと併行して法人化してのメリットを問うているのに対して、

- 人材採用がしやすくなった32.3%
- 行政からの補助が受けやすくなった23.6%
- 経費の削減ができた23.2%
- 特にメリットはない24.1%
- その他

(注8)
があげられている。

(注8) 木村伸男「農業経営の法人化と課題～岩手県下の農業法人化を中心として～」(『農政調査時報』97・10)では、積極姿勢で法人化した経営と消極姿勢で法人化した経営とに二分して、法人化した目的、メリットについてあげている。「こうした目的を法人化姿勢から見ると消極的姿勢で法

人化した経営では「融資・補助事業の利用」が36%で多く、次いで「節税対策」29%、「目的は特になし」29%であり、制度的な法人化メリットを目的としたものが多い。これに対し積極姿勢で法人化した経営では目的は多様であるが、「取引の信用確保」「会計管理の強化」「就業条件の明確化」「責任・役割の明確化」「優れた経営感覚の確保」等といった経営的な法人化メリットを目的とするものが多い。」

(3) 農業生産法人の経営収支

第7表のとおり、赤字の経営体は3割強を占めており、売上げは増加・横ばいながらも苦しい経営を余儀なくされているのが実態である。

経営上の問題点としては資金力不足が筆頭に上げられており、マーケティング・販路拡大、コスト削減も大きな問題としてあげられている。

(4) 農業法人等の農協利用状況

JA組合員数、農業生産法人数等概要が第8表、農業生産法人のJAとの取引状況を調

第7表 農業生産法人の収支状況

(単位 %)

年間売上額	1千万円未満	4.2(5.2)
	1千万～1億	50.4(53.9)
	1～5	34.9(32.0)
	5～10	5.0(5.7)
	10億円以上	4.6(3.2)
売上額	増えた	37.7(51.8)
	横ばい 減った	34.5(30.7) 26.5(15.0)
平成9年度 収支	黒字	36.5(42.5)
	収支トントン	25.0(24.5)
	赤字	37.3(31.6)
経営の問題点	資金力不足	50.8(50.2)
	販路拡大	26.7(34.8)
	経営の相談相手	5.8(8.2)
	マーケティング	41.6(42.7)
	コスト削減	46.4(51.6)
	その他	8.0(10.2)

資料 日本農業法人協会資料
(注) 1998年8月日本経済新聞社調査、
()内は1997年8月調査。

査したものが第9表である。これによれば農業生産法人の8割はJAと何らかの取引を行っており、特に貯金取引の割合が高い。これに次いで購買、融資、販売の順となっている。貯金をはじめとする信用事業取引に比べて購買、販売の経済事業での取引が少なくなっており、法人化の進展にともなって販売事業でのJA離れがうかがわれる。^(注9)

さらに販売事業について詳細に見てみる

第8表 JA組合員、農業生産法人数等

JA組合員数	平成9年	総数9,123千人 正組合員5,388(59%), 准組合員3,735(41%)
販売農家数	9年1月	総数2,564千戸 専業農家433千戸(17%), 兼業農家2,131千戸(83%) *兼業農家の81%が第2種兼業農家
認定農業者数	11年9月	140千人(販売農家総数の5.5%)
農業生産法人数	昭和37年 45年 60年 5年 10年	114 2,740 3,168 3,858 5,246 有限会社3,816(73%), 農事組合法人ほか1,430(27%)

出典 農林中金「組合金融推進情報」
資料 農林水産省

第9表 農業生産法人のJAとの取引状況
1999年9月現在

(単位 法人, %)

	法人数	割合	備考	
調査実施数	1,461	100.0	農業生産法人総数(平成10年現在)は5,246あり, その約3割に相当	
うちJAとの取引有	1,171	80.2		
部門別取引	貯金	1,109	75.9	
	融資	722	49.4	
	公庫転貸	286	19.6	信連直貸先を含む
	購買	899	61.5	経済連との直取引を含む
	販売	672	46.0	同上
その他	177	12.1		

出典, 資料とも第8表に同じ

と、先の「全国農業生産法人アンケート」調査での、「農産物、畜産物を主にどのような方法で販売していますか。」という問いに対して、

農協に委託43.6%

消費者へ直販43.4%

青果物市場など卸売市場へ販売28.6%

自ら経営する直販所で販売16.6%

食品メーカーを通じて販売14.3%

生協へ販売14.1%

外食産業へ販売10.7%

その他22.7%

となっている。

このように依然としてJAへの委託がかるうじてトップにはあるものの、消費者へ直販とほぼ拮抗しており、卸売市場への販売、自ら経営する直販所で販売、食品メーカーを通じて販売等市場外流通を含めた系統外取引がむしろ主流になりつつあることがわかる。

しかしながらこれは作目によって跛行性が大きいことが推定される。静岡県に限定

しての調査ではあるが、あえて取り上げてみると、第10表のとおりで、酪農、肉牛の大家畜および土地利用型の稲作については農協の利用率が高くなっている一方で(ただし、94年8月1日現在の調査であり、その後の食管制度の抜本改正によって変化しているものと考えられる)野菜、茶などの商品性の高い作物についてはJAの利用が低くなっている。

また、相対的に利用度の高い購買

第10表 生産物販売方法，農業資材購入先
1994年8月現在

(単位 人，%)

		茶	野菜	果樹	花卉	稲作	養豚	養鶏	酪農	肉牛	その他	計
生産物販売方法	全部JA	21 (43.8)	11 (35.5)	2 (100.0)	16 (59.3)	6 (75.0)	5 (62.5)	3 (60.0)	44 (95.7)	6 (100.0)	7 (50.0)	121 (62.1)
	全部業者	13 (27.1)	4 (12.9)		1 (3.7)		1 (12.5)	1 (20.0)			2 (14.3)	22 (11.3)
	JAと業者	3 (6.2)			1 (3.7)	1 (12.5)	1 (12.5)				4 (28.6)	10 (5.1)
	その他	10 (20.8)	16 (51.6)		9 (33.3)	1 (12.5)	1 (12.5)		2 (4.3)		1 (7.1)	40 (20.5)
	無記入	1 (2.1)						1 (20.0)				2 (1.0)
	計	48 (100.0)	31 (100.0)	2 (100.0)	27 (100.0)	8 (100.0)	8 (100.0)	5 (100.0)	46 (100.0)	6 (100.0)	14 (100.0)	195 (100.0)
農業資材購入先	全部JA	9 (18.8)	3 (9.7)	2 (100.0)	4 (14.8)	3 (37.5)	1 (12.5)	1 (20.0)	13 (28.3)	4 (66.7)	1 (7.1)	41 (21.0)
	全部業者	2 (4.2)					3 (37.5)	1 (20.0)	1 (2.2)		1 (7.1)	8 (4.1)
	JAと業者	36 (75.0)	27 (87.1)		21 (77.8)	5 (62.5)	4 (50.0)	3 (60.0)	32 (69.5)	2 (33.3)	12 (85.8)	142 (72.9)
	その他		1 (3.2)		1 (3.7)							2 (1.0)
	無記入	1 (2.0)			1 (3.7)							2 (1.0)
	計	48 (100.0)	31 (100.0)	2 (100.0)	27 (100.0)	8 (100.0)	8 (100.0)	5 (100.0)	46 (100.0)	6 (100.0)	14 (100.0)	195 (100.0)

資料 静岡県農業会議「法人化に関するアンケート調査結果」(「農政調査時報」96年4月号)

事業についても全部JA利用は21.0%にすぎず，JAと業者利用が72.9%と，両者の条件を比較しながらJAを利用しているのが実態であることを浮き上がらせている。(第10表)

(注9) 販売事業でのJA利用について県別明細を見ると，関東，近畿の大都市圏での利用率が低いこと，北海道，東北は高い一方，南九州は低くなっている。これは大都市圏では量販店・外食産業等との産直が多いこと，北海道・東北は畜産のうち酪農の比率が高いこと，南九州は養豚・プロイラーの比率が高く，インテグレ化がすすんでいることが大きく原因しているものと考えられる。

(5) 法人協会の動向等

ところで農業法人の増加にともなっ

れを組織化する動きやそこでの活動が活発化している。

92年に出された新政策を踏まえて93年には，農業法人の設立相談や研修を行うために，都道府県農業会議等を窓口とする「農業法人育成支援事業」が発足した。94年4月には全国に先駆けて秋田県に農業法人組織として秋田県農業法人協会が設立された。直近では44の都道府県に農業法人組織が設立されている。

これにともない全国段階では96年8月に任意組織として全国法人協会が設立され，研修や情報交換を主たる活動としてきたが，単なる勉強会のレベルから社会的に認

知された団体として活動したいとの機運が盛り上がり、99年6月には社団法人化し「社団法人日本農業法人協会」として再発足した。

本協会の定款では事業として、

農業法人に関する経営情報の収集・提供及び調査・研究

調査・研究等を踏まえた農業経営政策等に関する提言

農業法人の経営改善に関する研修及び教育

農業・農業法人の人材確保及び育成

一般国民に対する啓発・普及

その他本協会の目的を達成するために必要な事業

があげられている。

当面は「提案・提言」「農業経営に関する農業内外の相互の情報拠点」が事業活動の中心として位置づけられているが、法人組織が地域農業の中心的担い手としての役割をより引き受けざるを得なくなる情勢下、全国組織としての社団法人日本農業法人協会はその影響力を着実に高めてくるものと見込まれる。

ちなみに同協会は、21世紀を「経営者の時代」「技術革新の時代」「生命産業の時代」「流通・情報革命の時代」「循環・リサイクルの時代」すなわち21世紀を農業にとっての「チャンスの時代」と規定し、これを現実化するため以下に見るような八つの提案を行っている。

「生命総合産業」(第6次産業の創造)

多様化した消費構造に対応した生産・

流通・販売システムの確立

農業経営の法人化の推進

法人経営の活性化と経営体質の強化

新しい「広域農業企画・調整システム」の形成

農地利用計画と利用体系の確立

都市と農村の交流・情報提供の推進

循環・リサイクル型社会への対応

7. 増加する法人化への 対応課題

(1) 法人化増加の流れ

これまで一般企業の農業参入と農業生産法人を主とした農業法人の動向を中心に、JAの利用状況についてもみてきた。

WTO体制の浸透・定着にともない安価な輸入農産物は増大し、一般企業の商品性の高い作目への農業参入等により農業者を取り巻く経営環境は厳しさを増し加えている。農業・農村にこだわりをもち労働費の確保が不十分でも営農を担いつづけてきた農業者の高齢化によって、担い手の確保はきわめて困難な状況に置かれている。今般の新農業基本法にともない2010年の食料自給率目標を45%に設定はしたものの、現状では中核的担い手として期待される専業農家ほど生活が苦しく、兼業の度合いが大きいほど生活が安定するという矛盾の中に置かれているのである。

このため農業専業でやっていくためには経営のいっそうの合理化・効率化、適正規模までの経営規模拡大、販売力の強化、さ

らには助成措置の活用等を余儀なくされており、法人化の動きは強まるものと考えられる。

このように農村の次代を担うべき層は大きくは第1種兼業から第2種兼業へ兼業の度合いを高めつつあるとともに、農業での生き残りをかけて法人化する動きの二つに分化する傾向があるように見受けられる。

ところで米等の基礎的食料の安定生産を担うのは農業に参入する一般企業ではなく、あくまで家族農業経営なり農業法人とならざるを得ない。基礎的食料は土地利用型の作目が主な対象であり、とりわけ安定供給が重視され、収益性によって生産を大きく変動させるわけにはいかないものであり、まさに食料の安全保障の対象となるものである。

一方、食料の安定供給の確保とあわせて多面的機能の十分な発揮、農業の持続的な発展、農村の振興のためには、専業農家・兼業農家・定年帰農者・新規就農者、家族農業経営・法人経営等、地域内に存在するあらゆる担い手の現状と先行き見通しを踏まえて地域営農を構築していくことが必要である。

このように一段と厳しい情勢の中で基礎的食料の生産を担うとともに、地域営農の担い手の柱の一つとして農業法人は期待され、その増加は必然の流れと化しつつある^(注10)のである。

(注10) 総研レポート『集落営農組織の活動実態に関する調査報告書』(農林中金総合研究所発行2000年1月)では、兼業農家主体に集落営農が行われている事例等が報告されている。

(2) 農地の流動化促進が担い手確保の大前提

地域営農の構築・推進と、農業法人化の推進のためには労働力の確保とあわせて農地の流動化が前提となる。農地流動化については別途本格的な議論が必要であるが、最近の動向等からしてパソコン活用による農地に関するデータ管理がきわめて重要であるという点についてだけ強調しておきたい。

農地の円滑な流動化をはかっていくためには農地一筆ごとの管理が必要であり、常時農地の現況と地域内担い手の現況なり先行き予測とを組み合わせ・調整できるシステムの構築が必要である。

今後、併行して持続性の高い農業により環境負荷を軽減し、安全・安心な食料を国民に供給していくことも求められてくるが、そのネックが農地一筆ごとの記録のストックである。このためにも一筆ごとに栽培履歴(作目、施肥、防除等記録)を保持しておくことが必要である。

そして今後、これらと出荷情報とを付け合わせての出荷管理、経営管理等様々なパソコンの活用が大きな武器となってこよう。

(3) 農業法人育成の課題

(1)で見たように新たな環境のもとで食料の安定供給を確保し、農業・農村を維持していくために農業法人の果たすべき役割は大きい。

これを推進するために各種の助成措置が

必要と考えられるが、中山間地域等への直接支払いを行うにあたって、集落協定を原則としていることはそれなりのインセンティブ効果が期待できるものと考えられる。

しかしながら農業法人と農協との取引実態に見たように、農業生産法人のJA離れが見られ、地域営農のコーディネーター役としてリーダーシップ発揮が期待されるJAと地域営農の主たる担い手として期待される農業生産法人との間に乖離が生じつつある。

農業生産法人もJAからの資金導入や販売機能の活用への期待は強いものがあるが、JAのこれまでの米を中心とした保護農政下において比較的均質な農業者を対象とした事業方式だけではもはや農業者、特に農業生産法人へのニーズ対応は限界にきている。すなわち農政の転換にともなって農業者は法人、家族農業、兼業等多様化すると同時に、技術は高度化し、農産物自体の商品性も大きなバラツキを持つようになり、一律の共販対応、資金対応ではニーズへの対応は困難となっているのである。共販制度なり市場流通は60年代以降の近代化農政なり広域流通の促進に大いなる役割を發揮してきたが、時代の変化とともにその役割は低下しつつあり、共販・市場流通のみに固執することは、結果的に地域営農が崩壊しつつあるなか、中核農家のJA離れを招き、小規模・兼業農家を組織基盤とする方向に向かいつつある。まさにその存在意義が問われていると言わざるを得ない。

新農業基本法の具体的展開による一段の規制緩和と、WTO再交渉による関税の引下げが予想されるなか、JA事業は抜本的な見直しを迫られており、これまでの事業優先から組合員ニーズ、地域ニーズへの対応優先、特にそのカギを握る産直をも取り込んだ流通の複線化・多元化、組合員のニーズに対応した販売機能を身につけていくことが必要である。^(注11) そのためにも地域営農の推進やJA自身がリスクを負って一定の販売能力を身につけ、生産者が農協の多角的な販売機能を活用できるようになることが前提となる。また、こうして販売をJAが受け持つことにより融資に必要な信用力の増大にもつながるのである。

まさに21世紀を迎えて、ポスト合併・組織整備として、あらためて基盤である営農・販売に投入すべき時代が到来している。あくまで主体は組合員であり、組合員のニーズに対応できるJA機能の整備、組織の見直しが求められている。

(注11) 将来的に市場流通、系統共販のウェイトは低下しても、その必要性・重要性は変わらないものと考えられる。しかしながら市場流通とあわせて市場外流通も取り込んで複合化し、流通の多元化、多元販売により組合員の多様なニーズ、農産物の多様化に対応していくことが求められているのである。

<参考文献>

- ・拙著『持続型農業からの日本農業再編』日本農業新聞2000年1月
- ・今野聡・野見山敏雄『これからの農協産直 その「一国二制度」的展開』家の光協会2000年3月

(蔦谷栄一・つたやえいいち)